

「奨学金減額返還短縮願・奨学金返還期限猶予短縮願」について

1 「奨学金減額返還短縮願・奨学金返還期限猶予短縮願」とは

- ① 奨学金減額返還（奨学金返還期限猶予）が承認された減額返還（返還期限猶予）中の奨学生が、減額返還（返還期限猶予）を取りやめ、通常の割賦金額での返還の再開を願い出る場合に提出します。
- ② 通常返還を再開する3か月前から前月末日までに届くように提出してください。
※ 減額返還については、2分の1で適用されている場合は2の倍数回、3分の1で適用されている場合は3の倍数回、4分の1で適用されている場合は4の倍数回、3分の2で適用されている場合は3の倍数回の返還が終了した翌月から変更となります。
- ③ 結果は文書にて通知します。

2 送付先

下記宛先へ郵送で提出してください。

〒119-0385

独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口

※専用郵便番号のため上記の郵便番号と宛名のみで届きます。